

## 憲法

### 第1問(配点35点)

次のような学説の当否を、具体例を示しつつ論ぜよ。

「表現の自由を時・場所・態様などにより表現内容中立的に規制する法律を、裁判所が憲法判断する際に用いるべき司法審査基準は、中間審査基準(「厳格な合理性」の基準)である。この基準は、経済的自由を内在的規制する法律、性別に基づく積極的差別是正を行う法律の合憲性を審査する場合などにも、同様に用いられる。」

### 第2問(配点35点)

内閣は、内閣総理大臣を国民が直接選挙で選ぶものとする法律案を、国会に提出した。この法律案では、その選挙における最多得票者が、国会で内閣総理大臣に指名された者(憲法 67 条)とみなされることになっていた。衆議院がこの法律案を否決したので、内閣は直ちに衆議院を解散した。内閣は参議院に緊急集会を求め、参議院はこの法案を可決した。総選挙後、衆議院もこれに同意し、同法律案は成立した。内閣は改めて総辞職し、内閣総理大臣選挙が行われた。この法律に反対してきた衆議院議員 A は、この法律は、複数の理由から憲法違反であるとして、内閣総理大臣選挙を無効とする訴えを裁判所に提起した。裁判所が A の訴えを認めるべきであるかを論ぜよ。